

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人政策研究大学院大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当該法人の主要事業は研究教育事業である。国家公務員給与法、人事院規則の改正等を踏まえつつ、また、特例法の趣旨を尊重して役員報酬水準を決定しており、妥当であると考えられる。

② 令和3年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

本学では、役員報酬規程において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う評価の結果を参考にし、常勤役員の業績に応じて、期末特別手当の額を、その額の100分の10の範囲内で増額、又は減額することができるものとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和3年度における改定内容

法人の長

学長の報酬は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、本学役員報酬規程に則り、本給(990,300円)に地域手当(198,060円)を加算して算出している。期末特別手当についても、本学役員報酬規程に則り、それぞれの基準日現在において、当該役員が受けるべき本給月額及び地域手当の月額並びに本給月額及び地域手当に100分の20の割合に乗じて得た額並びに本給月額及び地域手当に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在籍期間の区分に応じて、その割合を乗じて得た額とした。

理事

理事の報酬は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、本学役員報酬規程に則り、本給(805,000円)に地域手当(161,000円)を加算して算出している。期末特別手当についても、本学役員報酬規程に則り、それぞれの基準日現在において、当該役員が受けるべき本給月額及び地域手当の月額並びに本給月額及び地域手当に100分の20の割合に乗じて得た額並びに本給月額及び地域手当に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在籍期間の区分に応じて、その割合を乗じて得た額とした。

理事(非常勤)	非常勤役員(理事)報酬は、月額支給となっている。 本学役員報酬規程に則り、上限の範囲内で月額200,000円と学長が決定している。
監事	該当なし
監事(非常勤)	非常勤役員(監事)報酬は、月額支給となっている。 本学役員報酬規程に則り、上限の範囲内で月額150,000円と学長が決定している。

2 役員の報酬等の支給状況

役員報酬等の支給状況

役名	令和3年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 20,174	千円 11,883	千円 5,690	千円 2,376 (地域手当) 200 (通勤手当)		令和4.3.31	※
A理事	千円 16,328	千円 9,660	千円 4,625	千円 1,932 (地域手当) 111 (通勤手当)			
B理事	千円 16,362	千円 9,660	千円 4,625	千円 1,932 (地域手当) 145 (通勤手当)			*
C理事 (非常勤)	千円 2,400	千円 2,400	千円	千円 ()			
A監事 (非常勤)	千円 1,800	千円 1,800	千円	千円 ()			
B監事 (非常勤)	千円 1,800	千円 1,800	千円	千円 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

政策研究大学院大学は、本学の理念である「政策プロフェッショナルの養成」ならびに「学際的な政策研究の促進」に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、「世界的な政策研究・教育拠点の形成」を目指し、教育改革、組織改革、入試改革、国際化等の具体的な取り組み等を学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、学長は法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の支給額は、1,188,360円であり、民間給与実態調査(人事院)による大学学長の平均支給額(923,383円)と比べても、同水準であることから妥当と考える。

理事

理事は、学長を補佐して法人の業務を掌理し、学長に事故があるときにはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

理事の俸給月額、805,000円であり、国家公務員指定職俸給表を参考に学長の俸給月額に対応する号俸よりも1～2号俸下位に相当する月額であり、報酬水準は妥当であると考ええる。

理事(非常勤)

「世界的な政策研究・教育拠点の形成」を推進する学長を補佐する理事としての報酬月額は妥当と考える。

監事

該当なし

監事(非常勤)

学際的な政策研究を推進する本学を全体的に監査する監事としての報酬月額は妥当と考える。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考ええる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和3年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 6,216	年 5	月 0	令和4.3.31	1.0	※
理事A	千円 該当者なし	年	月			
理事B	千円 該当者なし	年	月			
理事C (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
監事A (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
監事B (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	当該学長は、在任期間中、本学の研究と教育の発展、マネジメントの改善に優れたリーダーシップを発揮し、適正かつ順調に業務を執行した。 当該学長の業績勘案率については、ガバナンス体制の確立、効率的な資源配分に取り組み、組織改善の着実な前進への貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で1.0とすることとした。
理事A	該当者なし
理事B	該当者なし
理事C (非常勤)	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

【文部科学大臣の検証結果】

在職期間における法人及び個人の業績などを考慮すると、役員の退職手当の水準は妥当であると考えます。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

常勤役員の期末特別手当の額について、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う評価の結果を参考にし、その者の業績に応じて、その額の100分の10の範囲内にこれを増額し、又は減額することができることとしている。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

国家公務員の同種の職種との給与水準を十分に考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。当該法人職員の給与水準を検討するにあたり、人事院公表の令和3年国家公務員給与等実態調査の結果を参考にした。

令和3年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額 $407,153$ 円となっており、当該法人の行政職俸給表(一)の平均給与月額は $415,444$ 円と同水準となっており、妥当であると考ええる。また、同調査において、教育職俸給表(一)の平均給与月額は $478,443$ 円であり、当該法人は $663,512$ 円である。 $185,069$ 円の差があるが、調査対象の平均年齢が 46.7 歳となっており、当該法人の 53.5 歳と差があることから、基本給の差並びにそれに付随する地域手当等の差が影響していると思われる。

なお、平均職種別民間給与実態調査によれば、教授・准教授の平均年齢は 53.2 歳、平均支給給与額は $623,167$ 円となっている。当該法人の平均年齢がほぼ同じであり、月額に関しても同水準となっていることから、妥当であると考ええる。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

教職員の発揮した能率並びに勤務成績の給与への反映は、勤勉手当の成績率の決定により行っている。なお、年俸制教員については、これとは別に業績評価並びに能力評価により、基本年俸並びに業績給へ反映させる仕組みを導入している。

③ 給与制度の内容及び令和3年度における主な改定内容

教職員給与規程に則り、俸給及び諸手当(扶養手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、地域手当、給料の特別調整額、業務困難手当、大学院手当、教育研究特定業務手当、研修等業務手当、特別手当、初任給調整手当、超過勤務手当、休日給、期末勤勉手当)としている。

期末勤勉手当については、期末手当基礎額(俸給の月額+扶養手当+大学院手当+地域手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に期別支給割合と在職期間別割合を乗じて得た額とする。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(俸給の月額+地域手当+役職別加算額+管理職加算額)に期間率と成績率を乗じて得た額とする。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和3年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 69	歳 48.6	千円 9,004	千円 6,570	千円 160	千円 2,434
事務・技術	人 36	歳 44	千円 6,953	千円 5,137	千円 152	千円 1,816
教育職種 (大学教員)	人 33	歳 53.5	千円 11,241	千円 8,132	千円 170	千円 3,109

[年俸制適用者]

常勤職員	人 16	歳 52.1	千円 8,498	千円 8,498	千円 70	千円 0
事務・技術	人 9	歳 50.2	千円 4,417	千円 4,417	千円 0	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 7	歳 54.5	千円 13,746	千円 13,746	千円 160	千円 0

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

[年俸制適用者]

任期付職員	人 17	歳 45.7	千円 7,006	千円 7,006	千円 206	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 10	歳 45.1	千円 7,180	千円 7,180	千円 249	千円 0
その他	人 7	歳 46.6	千円 6,756	千円 6,756	千円 144	千円 0

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

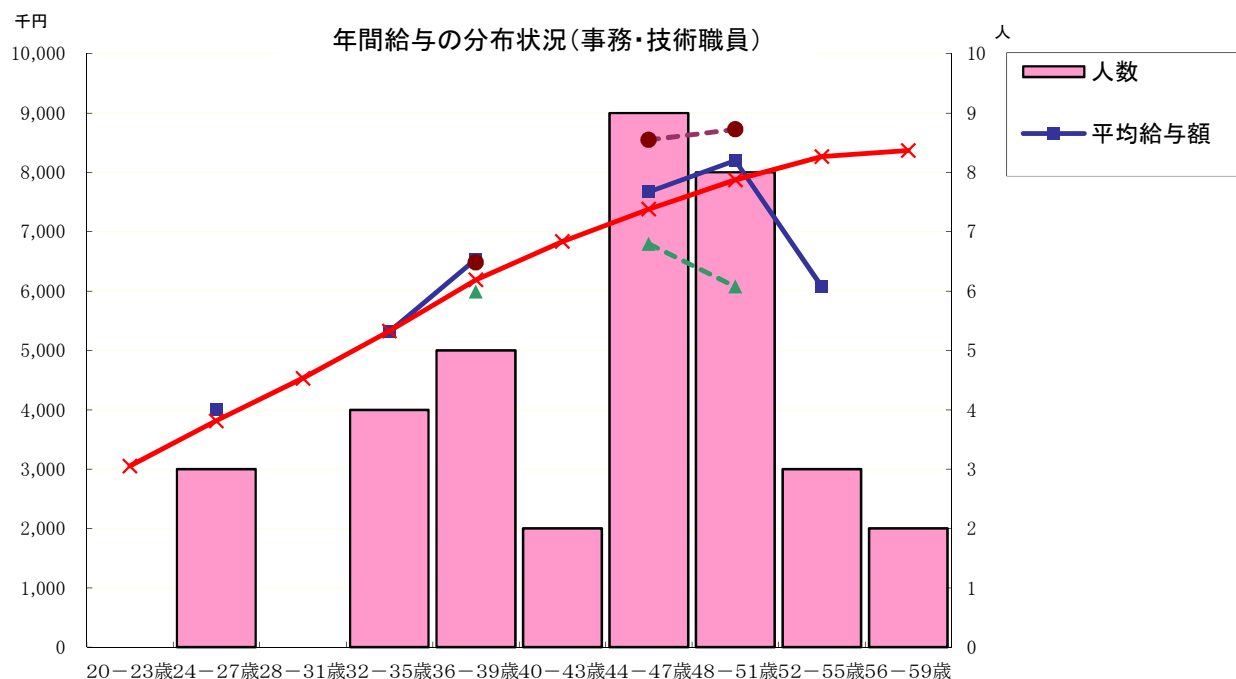
非常勤職員	人 27	歳 44.3	千円 4,033	千円 4,033	千円 0	千円 0
事務・技術	人 27	歳 44.3	千円 4,033	千円 4,033	千円 0	千円 0

注1:常勤職員については、在外職員を除く。

注2:任期付職員の教育職種(大学教員)については、該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、年俸制任期付職員全体の数値からも除外している。

注3:再任用職員の医療職種(病院看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載していない。

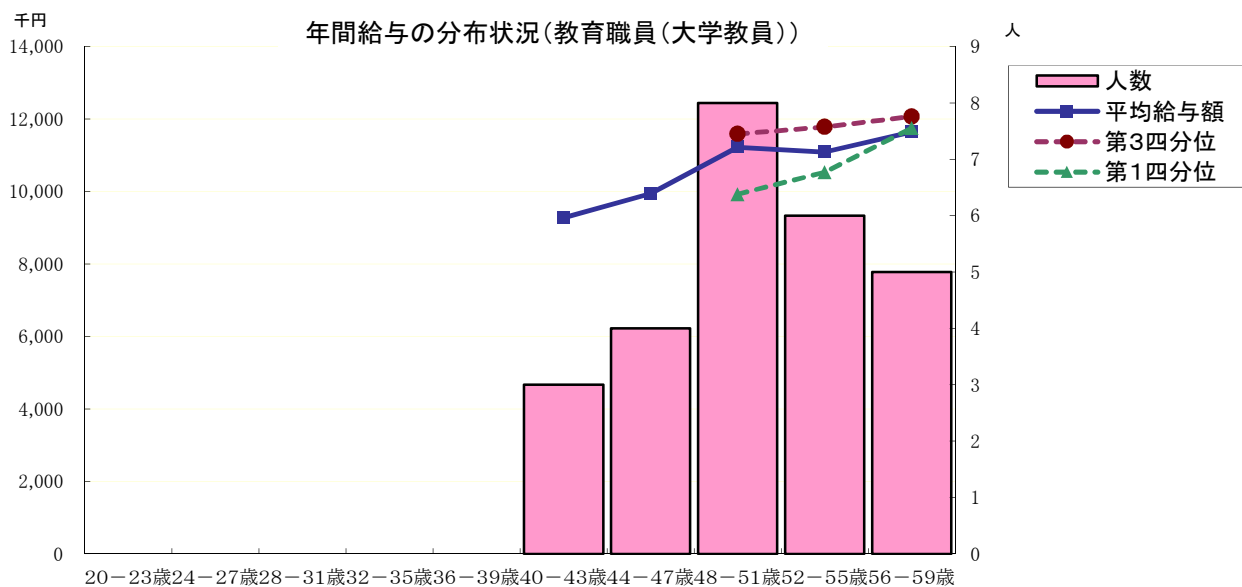
② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:年齢24～27歳、32～35歳、52～55歳、の該当者は4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。

注3:年齢40～43歳、56～59歳の該当者は2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。



注1:年齢40～43歳、44～47歳の該当者は4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
局長	1			
課長	4	44.8	9,284	
課長補佐	1			
係長	9	44.2	6,479	6,901 ～ 5,597
主任	9	43.4	6,065	6,923 ～ 5,104
係員	7	37.1	4,856	6,073 ～ 3,706
副課長	2			
室長	3	48.8	8,862	

注1:局長、課長補佐、副課長の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2:課長、室長の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の最高、最低額は表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
教授	25	55.5	11,545	13,088 ～ 9,520
准教授	8	47.1	9,592	10,563 ～ 8,921

④ 賞与(令和3年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 55.7	% 56.6	% 56.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 44.3	% 43.4	% 43.9
		%	%	%
	最高～最低	53.7～40.6	51.0～40.6	52.4～40.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 57.4	% 57.1	% 57.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 42.6	% 42.9	% 42.8
		%	%	%
	最高～最低	47.4～39.3	47.4～39.3	47.4～39.3

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 58.3	% 58.1	% 58.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 41.7	% 41.9	% 41.8
		%	%	%
	最高～最低	43.7～40.6	44.8～40.6	44.3～40.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 58.2	% 58.2	% 58.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 41.8	% 41.8	% 41.8
		%	%	%
	最高～最低	44.8～41.0	44.0～41.0	44.4～41.0

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 98.6 ・年齢・地域勘案 86.6 ・年齢・学歴勘案 95.8 ・年齢・地域・学歴勘案 84.3 (参考) 対他法人 114.3
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	(法人の検証結果) 給与水準は国の水準を下回っており、おおむね適切であると考えている。 (文部科学大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。
講ずる措置	適切な給与水準の維持に努めていく。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との

給与水準の比較指数 112.7

(注)上記比較指標は、法人化前の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、令和3年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

【教員】

○41歳(准教授)月額 539,160円 年間給与 8,788,000円
○54歳(教授) 月額 636,840円 年間給与 10,380,000円

【職員】

○27歳(係員)月額 212,600円 年間給与 3,465,000円
○39歳(中堅)月額 315,000円 年間給与 5,134,000円
○47歳(課長)月額 568,200円 年間給与 9,261,000円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円)を支給。

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

事務職員に係る現行の勤勉手当以上の業績給の仕組みについては、年俸制教員の業績給の仕組みの運用実績を見ながら、検討することを考えている。

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給与、報酬等支給総額	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(A)	1,020,531	1,077,571	1,044,423	1,078,996	1,073,297	1,087,019
退職手当支給額	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(B)	118,514	68,075	14,459	24,765	56,317	39,051
非常勤役職員等給与	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(C)	676,306	580,362	573,475	580,240	518,793	520,804
福利厚生費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(D)	210,131	207,460	202,589	189,967	190,804	187,058
最広義人件費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(A+B+C+D)	2,025,483	1,933,470	1,834,947	1,873,970	1,839,211	1,833,935

注: 中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」については、1,073,297千円から1,087,019千円となり、13,722千円の増額となっており、令和3年度における非常勤職員の雇用が増えたことが主な要因と考える。

「退職手当支給額」については、令和2年度と比べて勤続年数の長い定年退職者等がいなかったことから、17,266千円の減額となったと考えられる。

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、30年1月1日から、役職員とも、退職手当基本額の調整率を87/100 から83.7/100 に引き下げる措置を講ずることとした。

Ⅳ その他

特になし